内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十九号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第二十号、第四条の四第一項及び第三項並びに第四条の五第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の三」を「第三条の四」に、「第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第九条の二―第九条の五）」を「第二章の二　国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等（第九条の二―第九条の五）　第二章の三　国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等（第九条の六―第九条の十）」に改める。

第一条中「国内証券口座」の下に「、「電子決済手段」、「国内電子決済手段勘定」」を、「、国内証券口座」の下に「、電子決済手段、国内電子決済手段勘定」を加える。

第三条中「この条、第三条の三」を「第三条の四まで」に、「及び第三条の三」を「、第三条の三及び第三条の四」に改める。

第一章中第三条の三の次に次の一条を加える。

（電子決済手段等取引業者の営業所等の長による国内電子決済手段勘定に係る氏名等の確認）

第三条の四　法第二条第二十号の確認は、同条第十四号に規定する電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、当該営業所等に国内電子決済手段勘定が設定される者（既に国内電子決済手段勘定が設定されている者）から提示若しくは送信を受けた第五条第一項各号に定める書類のいずれか若しくは署名用電子証明書等に記載若しくは記録がされ、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されたその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は既に個人番号若しくは法人番号を告知している者として財務省令で定める者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）と、当該国内電子決済手段勘定の名義人とした者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号とを照合することにより行うものとする。

第五条第一項第二号中「並びに第九条の三第二項並びに第九条の七第二項」に改め、同条第二項中「、第九条の三及び第九条の四」を「及び第九条の三から第九条の八まで」に改め、同条第三項中「第九条の四」を「第九条の八」に改め、同条第四項中「第九条の三第二項」の下に「及び第九条の七第二項」を加え、同条第五項中「及び第九条の三第三項」を「、第九条の三第三項及び第九条の七第三項」に改める。

第九条の見出し中「光ディスク等の提出に係る」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「同条第一項に規定する税務署長」を「同条第四項に規定する所轄の税務署長」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項の税務署長」を「前項の所轄の税務署長」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第九条の五の見出し中「光ディスク等の提出に係る」を削る。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三　国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等

（国外電子決済手段移転等に係る告知書の提出義務のない別表法人等の範囲）

第九条の六　法第四条の四第一項に規定する政令で定めるものは、国、第四条第一項各号に掲げる者及び資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者で、その者が発行する電子決済手段の国外電子決済手段移転等（法第四条の四第一項に規定する国外電子決済手段移転等をいう。次条第二項から第四項まで及び第九条の九第二項において同じ。）の依頼をするものを含む。）とする。

（国外電子決済手段移転等に係る告知書の提出に係る住民票の写しその他の書類の提示等）

第九条の七　法第四条の四第一項の告知書を提出する者は、当該告知書の提出をする際、当該告知書の提出をする同項に規定する電子決済手段等取引業者の営業所等の長（次項及び第三項並びに次条において「電子決済手段等取引業者の営業所等の長」という。）に、確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならない。

2　国外電子決済手段移転等をする法人が、法人番号保有者に該当する法人である場合において、当該国外電子決済手段移転等に係る法第四条の四第一項の告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該国外電子決済手段移転等をする法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をしたときは、当該国外電子決済手段移転等をする法人は、前項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長に対しては、確認書類の提示を要しないものとする。

3　国外電子決済手段移転等をする者が、財務省令で定める者に該当する者である場合において、当該国外電子決済手段移転等に係る法第四条の四第一項の告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、当該国外電子決済手段移転等をする者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を記載した帳簿書類（その者から提出を受けたその者の確認書類の写しの添付があるもの、その作成の際に送信を受けたその者の署名用電子証明書等を併せて保存しているもの又は前項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えているときは、当該国外電子決済手段移転等をする者は、第一項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長に対しては、確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を要しないものとする。ただし、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と異なるときは、この限りでない。

4　国外電子決済手段移転等をする者が法第四条の四第一項の規定による告知書を提出する場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「同項に規定する国外送金等（以下この条及び第八条において「国外送金等」という。）」とあるのは「法第四条の四第一項に規定する国外電子決済手段移転等」と、「金融機関の営業所等の長」とあるのは「電子決済手段等取引業者の営業所等の長」と、「当該国外送金等」とあるのは「当該国外電子決済手段移転等」と、「同項に規定する財務省令」とあるのは「法第三条第一項に規定する財務省令」と、「第四項」とあるのは「第九条の七第二項」とする。

（電子決済手段等取引業者の営業所等の長の確認等）

第九条の八　電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、法第四条の四第一項の規定による告知書の提出があった場合には、前条第二項の規定による確認をした場合を除き、当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は同条四項の規定により読み替えられた第五条第二項の規定に該当する者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項及び次項において同じ。）が、前条第一項の規定により提示又は送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。